

国自保第97号  
国自技第22号  
国自整第13号  
平成15年4月11日

国土交通省自動車交通局保障課長  
技術安全部技術企画課長  
整備課長

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について

保安基準適合証に記載する自動車損害賠償責任保険証書の保険会社名の略称については、「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」(昭和46年12月26日付け自保第342号、自整第295号、自車代1393号)により定められているところであるが、今般、別紙中別記2 保険会社名略称表を下記のとおり改正したので通知します。

記

省 略